

令和4年9月16日
企画部地域医療課

新型コロナウイルス感染症に係る市の主催・共催イベント・行事等の

開催の考え方と開催時における対策について

期間：令和4年6月1日から当面の間

I 基本方針

市がイベント・行事等を開催する場合は、個々のイベント・行事の趣旨を踏まえた開催のあり方について個別具体的に検討し、感染防止対策の徹底を図る。

○開催の可否を判断するに当たっては、感染の状況を注視し、各部等において検討・判断するものとし、開催決定後であっても、状況によっては、中止・延期や開催方法の見直しを行うものとする。

○人数上限・収容率及び必要な感染防止対策は、県の「イベント開催制限の考え方について」（※1）に準じることとし、基準を超える規模のイベント等を開催しようとする場合は、国の「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（※2）に基づいた感染防止安全計画を策定し、県の確認を受け開催することとする。

○開催に当たっては、県の要請や各業種別ガイドライン（※3）を遵守する。

※1 [イベント開催制限の考え方について（期間：令和4年3月22日～） - 青森県庁ホームページ](https://aomori.lg.jp/outline/outline01.html)

※2 https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

※3 <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

2 感染防止対策について

○「密」自体の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染防止対策を徹底するほか、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（※4）及び「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」に基づき感染防止対策を実施する。

○上記に限らず、イベント等の形態により必要があると判断される場合には、追加の対策を実施する。

※4 https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf